

經濟論叢 每月一日發行
 第四十七卷第四號 昭和十三年十一月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

會學濟經學大國帝都京

經 濟 論 叢

號 四 第 卷 七 十 四 第

行 發 日 一 月 十 年 三 十 和 昭

論 叢

三通小考

法學博士 財部 靜治

起債増稅比較論

經濟學博士 汐見 三郎

土地利用組合の一つの型

經濟學博士 八木芳之助

時 論

中支法幣對策

經濟學博士 飯島 幡司

支那法幣の發行銀行

十龜 盛次

研 究

我國產業革命の始期

經濟學士 堀江 保藏

カール・メンガーの社會政策學批判

經濟學士 白杉庄一郎

ミユルダールの經濟變動理論

經濟學士 青山 秀夫

說 苑

軍需工業に對する國家統制

經濟學士 大塚 一朗

臨時地方財政補給金の一考察

經濟學士 田 杉 競

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

(禁 轉 載)

時
論

中支法幣對策

飯島 幡司

一

北支の經濟開發に關しては、産業の方面においても、通貨の方面においても、着々計畫が發表せられ、その一部は既に實行の緒に就いてゐるが、之れに比べると、中支の經濟建設は、海關接收を纏め得た外には、今日までのところ、殆ど何等の進捗を示してゐない。殊に中支經濟建設の核心たるべき通貨政策については、焦燥模索の巷説を耳にするだけで、大體の方針すら提醒されてゐないやうである。現地視察者の多くは、法幣對策は、考へれば考へるほど、手の着けやうがないとの報告を齎してゐる。

しかし、翻つて考へると、法幣對策は進んで何等かの手を打つべきか、退いて之れを靜觀すべきか、現下の情勢においては、之れが先づ問題であらう。進んで對策を講ずるとしても、それは法幣打倒を目標とすべきか、果たまた法幣の擁護または維持を目標とすべきか。こゝにも問題があらう。

法幣を打倒すべきもの、または自然の崩壞に委すべきものとするれば、その後において、之れに代るべきものと

して、如何なる通貨を制定し又は誘致すべきかといふ問題がある。これについては種々の提案が試みられてゐる。南京又は上海に日本系の銀行を開設して、中支のために新紙幣を發行せしむべしといふ案がある。¹⁾ やがて新幣制が確立するまで、當分のあいだ、抽象的計算單位として——すなはち Money of Account として——海關金單位を用ふべしといふ案がある。²⁾ 同じく抽象的計算の單位として、一志二片を標準とする「虛金圓」を設定し、日滿支通貨ブロックの建設に準備すべしといふ案がある。³⁾ 其他、支那舊來の銀本位に復歸すべしといふ案、通貨の國際管理を行ふべしといふ案、等々がある。また北支の中國聯合準備銀行の紙幣が中支にも誘導さるべきだといふ見解もあらう。

法幣打倒が叫ばれてゐるのは、法幣が蔣政權の擁立する通貨であつて、之れを覆滅するは、敵の經濟を覆滅する所以だと信じられてゐるからであらう。ところが事實は必ずしもさうではない。といふのは、事變前と今日とでは、管理通貨としての法幣の性格に著しい異變を來してゐるからである。その結果として、今日の法幣は、實質において、必ずしも蔣政權の幣制とは斷じ難き關係に立つに至つた。之れを覆滅することが、蔣政權に果して幾許の打撃を與ふるかも疑問である。かへつて我國に少からぬ損害を招くのではないかとさへ思はれる。

法幣制度は民國二十四年(一九三五年)十一月三日付財政部布告即ち幣制改革布告によりて成立した。この布告によると、法幣は不換紙幣たる管理通貨である。管理の主體は國民政府即ち蔣政權である。管理の手段は一定率の發券準備を置いて發券額を拘制し、且つこの準備を爲替安定資金に運用するにある。管理の目標は法幣一元を

- 1) 大阪朝日新聞、昭和13年8月10日。See also, Finance & Commerce, Shanghai, August 10th, 1938, pp. 102-103.
- 2) 土屋計左右、中支新幣制の提案(昭和13年2月)17頁以下。
- 3) 根岸估、對支滿通貨策、一橋論叢、第2卷、第2號(昭和13年8月)、160頁以下。

英貨一志二片半に聯繫するにある。

國民政府が法幣管理の主體たる實を擧げ得るのは、その發行銀行たる中央・中國・交通の三行が、何れも特殊の法規に従つて經營せらるゝ特許銀行であつて、政府監督の下に發券業務を營む制度になつてゐるからである。資本金においても、三行を通じて政府はその過半乃至全額を把握し、役員も重なるものは政府の推舉によることになつてゐるからである。

この關係は、形式的には、今日も變りはない。しかし現在實際に法幣管理の舵柄を握つてゐる者は、國民政府にあらずして寧ろイギリス政府であらう。國民政府としては、戰費支辨のために、管理の手を緩めたいのが専らであらう。

そも／＼イギリスは、幣制改革の當初から、法幣制度と緊密なる關係に立つてゐた。幣制改革の直前に英支の間に一千萬ポンドの借款が成立したとの説も傳はつた。それは公式には否定された。しかし英國政府最高經濟顧問フレデリック・リースロス氏は久しき前から支那に滯留して國民政府のために斡旋してゐた。幣制發布の數日前にも、上海において、リースロス氏並びに英國大使カドガン氏が蔣介石、孔祥熙、宋子文等と會談してゐる。また法幣制度實施の即日すなはち十一月四日早朝に、英國大使は支那在留英國人並びにその關係會社に新幣制遵守の命令を發して、如何なる債務に對しても銀を以て支拂ふことを禁じ、之れを犯す者は三箇月以内の懲役又は禁錮、若しくは五十ポンド以下の罰金又は之れを併課することを公布した。¹⁾是等の經緯に徴して、イギリスが法幣制定に少からぬ關心をもつたと推定しても、根據なき臆測とは云へぬと思ふ。アメリカにおいても、イギリス

1) 外務省調査部、銀の問題、104頁。

が幣制改革のために「何等かの金融的援助」¹⁾を與へたものと、一般に信じられてゐた。イギリスは謂はゞ法幣の名づけ親である。今その生みの親たる蔣政権が危殆に瀕し、法幣擁護の實力を失へるに際して、イギリスが之れに代るべき後見人として登場するは、蓋し當然の勢であらう。

三

法幣管理の手段としては、法幣發行高に對して一定率の發券準備を置き、數量的に發券額を拘制し、また之れを爲替安定資金にも運用するやうになつてゐる。幣制改革布告には準備率に關する規定はないが、其後民國二十四年十二月二十三日に公布された發行準備管理委員會檢査規則第四條には「法幣發行高に對しては全額準備を置くべし。現金準備は六割とし、金銀又は外國爲替を以て之れに充つ。保證準備は四割とし、國民政府發行或は保證の有價證券及び財政部が確實なりと認むる其他資産或は短期確實商業手形を以て之れに充つ」²⁾と規定して、準備の内容及び割合を明示してゐる。さらにその翌年、一九三六年五月米支銀協定が成立した機會に、財政部宣言を以て「政府は法幣の信用を充分に維持するため、その現金準備の部分に金銀及び外國爲替を充當し、其内銀準備の最低限度を發行總額の百分の二十五とす」と聲明し、現金準備の内銀準備の占むべき割合を規定した。

この現金準備は法幣制度の上に如何なる意義をもつか。これは兌換準備ではない。法幣は不換紙幣であるから、この準備は法幣の價值を直接に保障する手段にはならない。法幣の價值と準備の價值との間に何等かの聯繫があるとすれば、それは兌換券の傳統を履む正貨準備に對する錯覺に過ぎぬ。兌換紙幣と不換紙幣とを進化の同一線上に見る聯想によつて醸された心理的信賴に過ぎぬ。

1) Journal of Commerce, Leading Article, New York, November 6, 1935.
2) この規定は從來の兌換券發行準備に關する規定即ち民國二十四年公布の中央銀行法第22條、民國9年修正公布の取締紙幣條例第7條及び民國21年修正公布の兌換券發行稅法第3條の主旨を不換紙幣に移して踏襲したものと解すべきであらう。

然らば正貨準備は法幣に對して全く無意義の存在であつたかといふに、決してさうではなかつた。之れには二つの意義があつた。その一は爲替安定資金として利用されたことである。その二は法幣發行額を調節する自動制動機の作用をなしたことである。支那の國際收支は累年逆調を續けてゐる。また近年は外國借款を得ることも困難であつた。従つてこの正貨準備を外資に代へることが、爲替安定資金獲得の捷徑であり、また實際に與へられた唯一の方途でもあつた。これを運用するために、幣制改革布告第六條に「法幣を外國爲替に對して現在の相場に按照して安定せしむるため、中央・中國・交通三銀行は無制限に外國爲替の賣買を行ふ」と規定してある。さらに發券額に對して六割と規定されたる現金準備と、二割五分と規定されたる白銀準備とは、數量的に法幣流通高の限度を拘制する。不換紙幣は賣獨占の下に生産される商品のやうなものであるから、その價值はその數量を決定することによりて管理される。

然るに今日においては、この發券準備による管理作用が全く失はれてゐる。準備規定が全く無視されてゐるからである。今なほ法規の發券準備を保有してゐるやうに發表されてはゐるが、それは假構の數字であつて、實際には、現金準備は軍需品買入のために海外に流出し、既に残り少なくなつてゐるからである。

四

貨幣價值安定の基準たるべき法幣管理の目標については、上掲幣制改革布告第六條に、法幣を外國爲替に對して現在の相場に按照して安定せしむる旨の規定がある。しかし何れの國の爲替に對して幾許の相場に安定せしむるかについては法規の據るべきものがない。たゞリースロス氏や英國大使が幣制改革に參與して好意の援助を運

んだ形跡あること、對支投資においては英國が何れの國よりも古き歴史と大なる利害關係とを有すること、などの事情に鑑みて、法幣は英貨に繋がれるものと一般に信じられてゐた¹⁾。實際において、事變に至るまで、上海の倫敦宛電信爲替は一元につき一志二片半に安定して、目に立つほどの開きを示さなかつた。一九三六年五月米支銀協定の成立に際して、安定目標が米貨爲替に移るのではないかと思はれたこともあつたが、實績に徴して一志二片半は不動の目標であつた²⁾。

然るに事變以來、蔣政權の窮迫に伴ひ、また北支における中國聯合準備銀行の國幣發行に影響せられて、法幣の價值は一上一下の動搖を示しながら、漸次崩落の運命を辿り、現在においては、幸じて八片の線を進退してゐる。即ち制定當初における法幣管理の目標は全く失はれてしまつたのである。

之れを綜觀するに、現在の法幣は、之れを事變前に比すれば、管理の主體が失蹤し、管理の手段を蕩逸し、管理の目標を喪失してゐる。之れを蔣政權の通貨といふは、その系統を語る言葉としては適當ならむも、管理統制の關係を表す稱呼としては真相を傳ふるものとは云ひ難い。

五

それでは、蔣政權が崩壊に瀕してゐるのに、法幣が今なほ若干の價值を保つてゐるのは何故であらうか。當初の一志二片半に比すれば半價に近い低落ではあるが、兎も角も八片揃みの相場を支へてゐるのは何故であらうか。これについては三つの理由が數へられる。その一は、法幣發行をかなり嚴格に制限して、發鈔過濫に陥ることを避けてゐることである。その二は、國民政府が今なほ若干の在外正貨を保有し、法幣に對して外貨爲替の統制賣

1) 拙著、支那幣制の研究、305頁以下參照。
2) 拙著、前掲、343頁以下。

を細々ながら續けてゐることである。その三は英國の支援が信じられてゐることである。

第一 法幣發行の制限

國民政府財政部の發表數字によりて、最近一九三八年六月二十六日における法幣發行高を事變直前一九三七年六月末の發行高と比較すれば左の如し。¹⁾

(中國農民銀行の紙幣も、民國二十五年の財政部令によつて、法幣と同様に行使することを准ざるに至つた)。

中央銀行	一九三八年六月	一九三七年六月
中國銀行	四八九、六六七千元	三七五、八四〇千元
交通銀行	六五三、二五二	五〇九、八六三
中國農民銀行	三二一、八五九	三一三、五四八
合計	一、七二六、九九八	一、四〇七、二〇二

これによると、交戦一年間における法幣増發額は三億二千萬円で、増加率は二割三分に過ぎない。こんな發表數字は信するに足らぬと云ふてしまへばそれまでであるが、現地における法幣の流通状態に徴しても、法幣は、今日までのところ、濫發されてゐないことが首肯される。

事變勃發直後、國民政府は、昨年八月十五日の非常時期安定金融辦法を以て、預金引出に對する制限モラトリアムを施行し、また法幣を回収して香港又は奧地に移送し、奧地においては之れを増發しても、上海においてはデフレーションを招來する方策を採つた。その結果として、上海の金融は逼迫し、金利は昂騰し、法幣の價値は供給不足によつて之れを支持することを得た。²⁾ 上海でその價値を釣上げておいて、奧地で之れを軍用に充當する

1) Finance & Commerce, Shanghai, August 17th, 1938, p. 124.

2) 國民政府の戰時通貨政策については、宮下忠雄、支那貨幣制度論、第7篇參照。

計畫を立てたのである。後に安定金融補充法を以て、滙割制度を定め、銀行錢莊間における預金の振替移動を許し、法幣の不足を補ふ途を開いた。しかし滙割は、上海の華商銀行錢莊を包括する綜合封鎖預金圏内に限つて流通する預金通貨であつて、之れに代へて法幣を引出し又は外國爲替を轉購することを許さないものであるから、法幣の相場を崩すことにはならなかつた。¹⁾

第二 國民政府の在外正貨

發行準備管理委員會の發表によれば、本年六月末において、政府銀行は、その法幣發行高十七億二千萬元に對して十一億三千萬元の現金準備を持つてゐる。しかしこれは發券高に對して六割の現金準備を置くべしといふ規定に順應して假構された數字であつて、信を措くに足らぬことは言ふまでもない。事變以來國民政府の在外正貨は日を追ふて減少しつゝあること明なるに拘らず、この現金準備が、法幣の増發に伴ふて、つねにその六割まで増加してゐるのを見ても、それが兒戲に類する扮飾に過ぎざることを知るに足る。

然らば支那は幾許の在外正貨を保有してゐるか。これは何人も明確に突き止めることのできない問題であるが、松本忠雄氏は本年一月に於て五億元と推算し²⁾、さらに詳細なる検討の結果、三月上旬において二億七千萬元と推定してゐる³⁾。また土屋計左右氏は別の資料から推算して、五月末現在において三億八千萬元といふ結論に達してゐる⁴⁾。諸家おの／＼見る所によつて多少の相違はあるが、今なほ若干の正貨を残してゐることだけは否定し難い事實であらう。

この外に、支那の要人や實業家が英國系の銀行に多額の預金をもつてゐるから、國民政府は必要に應じて之れを收用し得るといふ説もある。しかし之れは事實において問題にするほどの事でもないやうである。蓋し支那は

- 1) 入江傳、滙割に就いて、一橋論叢、第2卷、第2號。
- 2) 松本忠雄、在外資金の涸涸と法幣の危機 (ダイヤモンド誌、昭和13年2月11日號)。
- 3) 松本忠雄、蔣政權の抗戰能力に關する一研究、支那、第29卷、第5號 (昭和13年5月1日)。
- 4) 支那在外正貨の研究 (昭和13年6月)。

一九三五年秋の幣制改革以來インフレ景氣が昂進しつゝあつたから、財界は遊金を外國銀行に預けておくよりも、之れを引出して事業に投資する方が利益な情勢にあつた。そこへ事變が勃發して、上海を中心に破壊工作が行はれたのであるから、政府が頼みにするほどの個人預金は残されてゐないと見るのが穩當であらう。

國民政府は、兎も角も、この貧しき在外正貨を引當てに、細々ながら、外貨爲替の賣防戦を試みてゐる。これが法幣の價值を支持してゐる原因の一つである。

國民政府は、事變の當初においては、上海市場において法幣の供給を制限するだけで、爲替の賣買については、少くとも表面的には、何等の拘束を加へなかつた。然るに本年三月北支に聯合準備銀行が開設さるゝや、その新國幣に換へて舊法幣を収集し、之れを上海に移送して爲替兌換を迫り、法幣を賣崩すであらうとの風評が行はれたので、國民政府は、之れに應ずる方策と稱して、實は資本遁逃を防止するために、外國爲替の統制賣を開始した。その方法は爲替の賣出を中央銀行に獨占せしめ、華商銀行並びに外籍銀行をして正當なる取引による外貨の需要を具申せしめ、審査の上、之れに對する爲替割當額を決定するのである。

この方法によつて三月十七日以來外貨爲替の賣出を統制し、毎週の申込額百二十萬元乃至百五十萬元に對して、およそその三分の一に當る外貨を賣應じて來た。しかし最近においては、その割當率が漸次減少して法幣支持の效果も覺束なくなつて來たやうである。七月末から八月へかけては、昨年中に支那へ積送された商品の代價に對してのみ割當を與へ、今年の積荷代金に對する割當は後廻しになつてゐる。なかには申込高に對して僅に百分の一の割當しか與へられなかつた銀行もある。¹⁾

1) Finance & Commerce, loc. cit.

第三 英國の支援 英國支援の聲は、深くその真相を探ねずして、たゞ漠然と法幣維持の力となつてゐるやうである。國民政府は奇貨措くべしとして之れを宣傳し、イギリスも亦これを利用して恩を賣るの態度を取つてゐる。しかし實質においてイギリスが法幣支持のために幾許の援助を與へてゐるかは疑はしい。恐らくは何等の具體的援助をも提供してはゐないのであるまいか。イギリスが何等かの積極的工作を試みてゐるとするならば、それは國民政府の手を縛つて法幣の發行と外貨の統制賣を監視し、隱然として法幣管理の主役を演じてゐるくらいのことではあるまいか。

以上三つの理由の外に、法幣に價値を與へてゐる最も大なる原因は、法幣は今や中支における唯一の通貨であつて、之れに取つて代るものがないからである。管理の主體と手段と目標とを併せて失はんとしてゐる通貨ではあるが、主として經濟の必要によりて流通してゐる自然の通貨と見るのが、法幣の現状に照して、最も肯綮に中れる了解ではあるまいか。

六

いま進んで法幣を打倒し得たとして、それは蔣政權に幾許の損害を與へ得るか。

蔣政權が外國から購入する軍需品は、在外正貨で支拂はれるのであつて、法幣で支拂ふことはできないから、法幣の覆滅はこの點から見て問題ではない。蔣政權が國內において獲得する物資は、法幣を以て支拂はれるから、法幣の價値が高い方が便利であらう。しかし法幣の價値が顛落したら、蔣政權は國內における物資收用の途を失ふかといふに、決してさうではない。今日においても現地徵發は盛んに行はれてゐる。ここまで追ひ詰められた

蔣政權としては、法幣の價值などは、むしろ五十歩百歩の問題ではあるまいか。

蔣介石が法幣制度の運用によつて軍事費を調達したのは事實であるが、それは既に過去に屬することであつて、現在の法幣とは關係のないことである。即ち蔣介石は一九三五年の幣制改革布告によつて銀國有を實施し、法幣に換へて凡そ十億元に餘る銀を民間から引上げた。支那の歴史において、曾て前例のない多額の銀が爲政者の手に歸したのである。この銀の大部分は上海・南京・徐州・漢口の防備を初め、およそ戦争の準備に費された。これがあつたので、蔣介石とその一黨は抗日戦争の肚を決め得たのであつた。故に幣制改革は事變の重要な原因であつたと云へぬこともない。しかし斯くして集め得た銀も、今は底を拂つて、残り少なくなつてゐる。

若し夫れ現在に及ぶ機縁として、法幣制度と支那軍事費との連鎖を求むるならば、むしろ米國の銀政策に想到せねばならぬ。米國は、一九三三年十二月の大統領布告によつて、國內の新産銀を市價よりも遙に高價に買上ぐることを定めた。一九三四年六月の銀買上法によつて、大藏卿は、合衆國の貨幣のストックに於ける銀の割合が、該ストックの貨幣としての價值の二割五分に達せざる場合には、何時にても、國內又は國外において、一オンスにつき一弗二九仙二九以内の價格を以て、銀を買上ぐる權限を賦與せられ、且つ指令せられた。また同年八月の銀國有令によつて、國內に現存する銀を一オンスにつき五〇・〇一仙の値段で買ひ盡した。この銀價煽揚策が主要なる原因となつて、支那の銀が流出し、その銀本位制度が崩壞して、今日の法幣制度が之れに代るに至つたことは周知の事實である。米國の銀國有制度は今年四月に廢止されたが、其他の銀價煽揚策は今なほ續いて行はれ、銀價を釣上げてゐる。しかのみならず、一九三六年五月の米支銀協定によつて、米國は支那から銀を買取る約束

をした。この協定は數度の更新によつて今日まで繼續してゐる。是等の米國銀政策が全廢されたならば、世界の銀價は暴落するであらう。さうなれば、残り少き蔣政權の銀ストックは、さらに頼み難きものとなるであらう。これは、一九三五年十二月から翌年一月にかけて、米國政府が暫く銀買上を見送つたために、銀塊相場が倫敦相場は二十九片から十九片に、紐育相場は六十五仙から四十五仙に崩落した事實に徴しても想像に難くない。春秋の筆法を以てすれば、蔣介石をして開戦の決意をなさしめたのも、また今日まで抗戦を持續せしめてゐるのも、ともに、米國大統領に銀價煽揚策を強要したピットマン一味の銀派政治家であると言ふべきであらう。

七

そもそも英國が法幣制度に左袒する理由は奈邊にあるか。それは日本に對する敵愾心もあらう。また制度當初から刑罰まで定めて、支那在留英人に之れが遵守を強制した経緯にもよることであらう。しかしその經濟上の理由としては、(一)法幣の覆滅によりて支那における貿易市場の攪亂さるるを恐れること、(二)並びに法幣預金を保有する英國人の利益を顧慮することが主なる點であらう。敵愾心並びに過去の経緯は相互にあるが、之れを水に流して考ふるならば、經濟上の利害については、我國と共通の立場において考へられないこともないやうに思はれる。

我國としては、法幣を覆滅しても、之れに代るべき通貨を制定し得るに非ざれば、徒らに中支大衆の怨みを買ふだけで、何の利益もないことである。

第一に、中支に對する貿易が攪亂される。中支が日本の手に落ちた上は、中支の繁榮は即ち日本の繁榮であら

ねばならぬ。日本の經濟にとつて、支那の何物が最も期待されてゐるか、鐵・石炭も必要であらう。棉花・羊毛も見遣せぬ。しかし、是等にもまして最も要望されてゐるものが、支那大衆の購買力であることを忘れてはならぬ。法幣の價値を叩き落して、通貨市場を攪亂すれば、大衆の購買力は容易に回復し得ざるまでに消耗するであらう。

第二に、中支維新政府の海關收入を失ふことになる。大衆の購買力を消耗すれば、我國との貿易が阻喪するのみならず、諸外國から支那への輸入も減退する。その結果は中支政權の主要財源たる海關收入を涸渇することにもならう。

八

上海に日本系の大銀行を設立して新紙幣を發行すべしと説く者がある。言ふ所は甚だ壯なりと雖も、實行の上に果して幾許の意義があらうか。上海は國際都市である。此處に新通貨を發行してその價値を保持するためには、どうしても外貨爲替を賣らねばならぬ。關稅・公課・郵稅・汽車賃等に收受することを定めて通貨の價値を釣上げる途もあるが、それだけでは使途が局限されて、中支における一般通貨としての價値を維持し難い。外貨爲替を賣るためには、どうしても正貨を持ち出さねばならぬ。然るにこれは我國の現狀に鑑みて努めて避けねばならぬことである。問題は正貨の必要に逢着して再考を要求される。

法幣を覆滅しても、之れに代るべき有力なる日本系通貨を弘布することができなければ、英國系の通貨が據頭するであらう。上海には、日本の六行を別にしても、七箇國十四行の外籍銀行がある。就中、イギリス系の香上、

渣打、アメリカ系の花旗等が有力である。是等の外國銀行は慣習によつて紙幣發行券をもつてゐる。¹⁾是等の紙幣が弘通することになれば、問題は法幣の場合よりも一層面倒であらう。外國銀行は治外法權を享有するから、新政權が確立するまでに紛糾を惹起すると、支那人に對して強制し得ることも、是等の銀行に對しては一樣に望み難い場合が起り得る。この建前は北支においても同様であるが、北支においては日本の勢力が壓倒的たるに反して、中支においては事態が錯綜してゐるから、特に意を用ふるの必要があらう。

法幣に價值がある間は、蔣介石は民衆の信望を繋ぎ得る、國民政府の頼み難きことを支那の大衆に徹底せしめ、蔣政權をして民心を失はしむるためには、法幣を打倒せねばならぬとの説もある。一應は尤もに聞える。しかし法幣を打倒したる後において、之れに代り得る日本系通貨の用意がなければ、かへつて英國に乗ぜられ、折角の局面を擅に利用せられることにならぬとも限らない。

今日英國系紙幣が進出しないのは、(一)法幣崩潰による市場の混亂を恐れてゐるからである。また(二)法幣に幾許でも價值がある間に新紙幣を弘布せんとすれば、法幣を新紙幣に換へ、さらに新紙幣を以て外貨を求められる煩累があるからである。法幣が崩潰してしまへば、イギリスは新紙幣を振り翳して進出する機會を掴むかも知れぬ。列國が中支の市場に各その紙幣を發行して地盤を争ふとき、勝敗は自ら正貨運用力の強弱によつて決する。これは我國現下の情勢に鑑みて、進んで渦中に投すべき局面ではない。斷じてその所ではない。

そもそも今日國民政府が戰費として保有してゐる在外正貨は、蔣介石の私有物でもなく、また宋家一門のものでもない。それは法幣に對する發行準備を脱き取つたものであるから、支那國民の公有物である。従つて蔣政權

1) 入江啓四郎、中國に於ける外國人の地位、679頁以下。

が支那の政治經濟を支配する實力を失ふた今日においては、それは新政權に接收さるべきものである。直ちに正貨を接收するまでには運ばぬとしても、之れを監視することによつて、法幣管理の上に發言權を握る必要はあらう。少くとも、日本系銀行が爲替割當において差別待遇を受けてゐるやうな現狀は、打破しなければならぬ。さて支那在外正貨の大部分は英國系の銀行に預託されてゐる。ここにも、法幣を繞つて、日本若しくは新政權と英國との間に折衝を見なければならぬ問題がある。この局面においても、海關接收の場合と同様に、事態の實際に即して、摩擦なき鍛鍊が要求される。

九

之れを要するに、現在の法幣は國民政府の育てたものではあるが、既に殆どその羈絆を離れてゐる。イギリスの息がかかつてはゐるが、その驅使に委ねられた制度でもない。中支における國際政局から見れば、各國の利害關係の迫持によつて支持されてゐる通貨である。むしろ經濟の必要に應じて流通する自然の通貨たる性格が、殊に濃厚に見受けられる。果して然らば、今日の法幣は則ち之れを巧に驅使する者の支配に屬するとも云ひ得る。我國としては、感情的には之れを敵視すべき原因はあつても、經濟的には之れを疎外すべき理由は乏しい。むしろ一切の行き懸りを放擲して、暫く之れに便乗する方が得策ではあるまいか。

新幣制の創定も望まじきことではあるが、それよりも先づ治安の確立と政權の安定とを大衆の認識に徹底せしむることが、爛頭焦眉の急務である。政治の安定してゐる國內においても、管理通貨の圓滑なる運用は容易の業ではない。況んや中支の如き國際政局の錯綜せる地域において之れを發行する場合には、國際收支と正貨準備の上殊に自信ある用意が要求される。

國際收支の上から見ると、支那の貿易は綜じて輸入超過である。何炳賢氏の調査によれば、一八六八年から一

九三年に至る六十六年間に於いて、輸出超過を見たのは一八七一年から一八七五年に至る五年間だけであつて、この期間における入超總計は六十九億一百万海關兩、出超總計は二千五百万海關兩、差引入超純計六十八億七千六百萬海關兩に上つてゐる。¹⁾ 以上は海關統計に現れた傾向であるが、密貿易を推定加算しても、最近の數字は一層入超を加重してゐる。²⁾ 北支は出超國だといふ説もある。その推定には疑問の餘地があるが、果して然りとすれば、中南支は一層濃厚なる入超色を加被されることになる。

支那の國際收支において、この貿易入超を填補して來た主たる項目は、外資の輸入と華僑の送金であつた。然るに外資の輸入は近年世界不況の影響と支那の政情不安によりて激減してゐる。華僑の送金は、事變前の數年間において、少くとも年額二億元に上り、多き年は三億元を超えてゐる。しかしその送金先は、多くは華僑の故郷たる南支殊に兩廣並びに福建地方であるから、中支の對外收支は華僑によつて潤されることが少い。³⁾ 尋常の状態に於ては多分に逆調の傾向を孕んでゐる。

姑く常態の收支關係を論外に措くも、事變に續く中支の復興には莫大なる物資を要する。幾許の物資を要するかは、今なほ大體の推測でも覺束ないが、その價額が少からぬ數字に上るべきは否定し難い。この物資を日本又は滿洲國から輸入することができれば、同一經濟圏内の取引であるから、問題は幾らか容易であるが、内地・滿洲國ともに、生産力擴充と經濟建設とに目もなほ足らざる現狀に於ては、その餘裕は極めて乏しい。従つて中支復興の物資は多く之れを日滿支經濟圏以外に求めねばならぬ情勢にある。さしづめ中支の對外收支は逆調を免れ難い。この時に際し、この地に新幣制を樹てて、從來弘通の通貨を壓倒せんがためには、勢ひ少からぬ正貨を要することを覺悟してかからねばならぬ。之れを敢てして何程の意義があるか、須らく三思を俟つて決すべきことであらう。新幣制を創定して、萬が一にも、その目的を達成し得ざる場合には、威望と民心とを併せ失ふやうなことになるぬとも限らない。暫く靜觀して機を熟するを待つべきではあるまいか。(昭和十三年九月五日稿)

1) Ho Ping-Yin, *The Foreign Trade of China*, pp. 19 f.

2) 拙著、支那幣制の研究、173頁以下。

3) Remer, *Foreign Investments in China*, Ch. X. Also, Chen Han-Seng (陳翰筭)、*Agrarian Problems in Southernmost China*, Chs. V and VI.